老発 0526 第 2 号 令和 3 年 5 月 26 日

都道府県知事

各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省老健局長

(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律」の公布について(通知)

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)を 踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整 備に関する法律」(令和3年法律第44号。以下「第11次地方分権一括法」という。)が 本日公布されたところである。

第11次分権一括法による介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) の改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村(特別 区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運 用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業に係る利用定員 については、法第78条の4第3項及び同法第115条の14第3項の規定により、厚生労 働省令で定める全国一律の基準に従って定めなければならないとされているところ、当 該規定について、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、法令の 「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある場合に、地域の実情に応じ た基準を条例で制定することを可能とするものであること。

第2 改正の内容

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業に係る利用定員 に関する基準について、法第78条の4第3項及び法第115条の14第3項を改正し、市 町村が当該規定による委任を受けた厚生労働省令を標準として条例で定めるものとする こと。

第3 施行期日

公布の日から起算して3月を経過した日(令和3年8月26日)から施行すること。

5	令和3年5月26日	水曜日	官	報	(4	弓外第 115	号)
九 市町村長が登録した印鑑に係る登録の廃止の申請の受付第二条に次の一号を加える。 二条第二項に規定する文書の引渡し	第二十九条第二項並びに第三十一条第一項(国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関第二十九条第二年本台帳法第二十四条の規定に基づく同条の店じ」を加え、同号を同条第八号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。「「「「」」を削り、同表積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百十一方、「「」を第七号中「とする」の下に「」。次号において同じ」を加え、同号を同条第八号とし、第二条第七号中「とする」の下に「」。次号において同じ」を加え、同号を同条第八号とし、同条第二条第七号中「とする」の下に「」。次号において同じ」を加え、同号を同条第八号とし、同条第二条第七号中「とする」の下に「」。次号において同じ」を加え、同号を同条第八号とし、同条第二条第七号中「とする」の下に「」。次号において同じ」を加え、同号を同条第八号とし、同条の第二条第七号中「とする」の下に「」。次号において同じ」を加え、同号を同条第八号とし、同条の第二条第七号中「とする」の下に「」。次号において同じ」を加え、同号を同条第八号とし、第二十一条第二条の規定に関する法律のの第二十一条の規定に基づく同条の届出の受け及び当該届出に係る同法第二十一支。	土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。)、」、「及び第三項」及び「、第二十七条第三項、工動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の項中「第二十三条第一項(国八条、第十条及び第十四条の規定により処理することとされているものについては、」を削り、同表十七年法律第百七十六号)の項中「、第十四条及び第七十八条の三」を「及び第十四条」に改め、「第別表第一建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の項を削り、同表宅地建物取引業法(昭和二	に行う」に改め、同条第十三項中「及び第十項」を「及び同項」に改める。第二百六十条の二第一項中「のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する」を「を円滑第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。	自治法の一部改正) 一章 総務省関係 国土交通省関係	豊林水産省関係(第四条・第五条)総務省関係(第一条・第二条)総務省関係(第一条・第二条)	地或の自主生みび自立生を高めるための牧草の隹進を図るための関系去車の整備ご関する去車法律第四十四号 今和三年五月二十六日 内閣総理大臣 菅 義偉	御名御璽 御名御璽
行う次に掲げる者(以下「融資機関」という。)に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付け事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けの業務を2.政府は 前項に規定する場合のほか 都違府県か この法律の定めるところにより沿岸漁業領	三府市西西市大学市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	業改善資金助成法(昭和五十四年法善資金助成法の一部改正)の二(見出しを含む。)及び第七十七業改善資金助成法の一部改正)	一項第一号ハーに攻め、司号を司条第三号とし、司条第一号の次に次の一号を加える。第四十四条の二第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第四条第一項第一号ロ」を「第四条第ロー沿岸漁業改善資金	同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。第四条第一項第一号中「ロに」を「ハに」に改め、同号ロ中「イに」を「イ及びロに」に改め、ものとの	三 漁業近代化資金及び沿岸漁業改善資金以外の資金であつて、中小漁業者等の事業又は生活に年漁業者等養成確保資金をいう。以下同じ。) (1) 「一」沿岸漁業改善資金、同条第三項に規定する生活改善資金及び同条第四項に規定する青二 沿岸漁業改善資金(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第二項	第四条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。	(中小漁業融資保証法の一部改正) 第二章 農林水産省関係 第二章 農林水産省関係 第二章 厚生労働省関係

二 第九条の規定による届出を受理した場合 当該届出に係る書類	を「貸付金等、」に改め、同条を第十三条とする。
	(以下「貸付金等」という。)」を加え、「前条」を「第十一条」に、「及び」を「並びに」に、「貸付金、」
第三条第一項の免許をした場合 第四条第一項の免許申請書及び同条第二項各号に掲げる書	の下に「及び第二項」を、「補助金、貸付金」の下に「及び都道府県が行う同項の貸付けに係る資金
	第十二条第一項中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第三条第一項」
屋帯なく、宅地建物取引業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に送付しなければ 第447月第4日によりました。 ※00名号におりたせを管轄する都道府県知事に送付しなければ	十二号)」を削り、同条を第十四条とする。
第七十八条の三 国土交通大王は、欠の各号こ掲げる場合こは、当該各号こ定める書額の写しを、(者述)府県矢引くの書類の写しの;这代等)	第十三条第一項中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「(昭和二十三年法律第二百四
戸県旧事へ	条を第十五条とする。
第二十六章の江江につこう二位のう。	第十四条中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「貸付金」を「貸付金等」に改め、同
地建物取引	を「貸付金等」に改め、同条を第十六条とする。
別表第一中「第十条の二の二」を「第十条の三」に改める。	第十五条中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を、「事業」の下に「の全部」を加え、「貸付金」
	認定をする」に改める。
第四十四条第一号中「第十条の二の二第五項」を「第十条の三第五項」に改め、同条を第四十三	漁業の経営の基礎を形成する」を「青年漁業者等養成確保措置を実施する」に、「行う」を「同項の
	の申請があつたとき」に、「近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸
-三条中「第三十八条」	保資金の貸付けについて前条第一項の
こ坎め、司条を第四十条とし、第四十二条を第四十一条とする。 ごな」するを除く / ごうたり 「老(第三十八多第一号」を「さき(第三十十多第一号」に「老を除く / ごや」する限4 / ごや」する 除く / ご	を実施する」に、「行う」を「同項の認定をする」に改め、同条第三項中「青年漁業者等養成確保資
【 うわ 「客(第三十八条第一寺」を「いき(第三十七条第一寺」こ、「客を余く。)」を「易合を余く。)。」 させかとき 」にむめ 「同乡第十五号 から第十十号 おての邦策中 「者」を「とき」にむめ 「同乡第十	を導入する」を「生活改善措置を実施する」に、「当該生活方式を導入する」を「当該生活改善措置
「見宅戸「箸」を「ニき。」こ女ろ、「同条第十四号」中「閲覧させた者」	請者」の下に「(その者が団体である場合には、その団体を構成する者)」を加え、「合理的な生活方式
「そいらら十三号とどつ見言っ「斉」と「こそう」はなり、司を笃十四号っ「固意ったこ斉」と「固意」 第四十一条中一レすオカに該当する」の下に一ときに「その遺反行蒸をした」を加え「同条第一	道府県知事は、生活改善資金の貸付けについて前条第一項の認定の申請があつたとき」に改め、「申
(こう) 「「「「「「「「」」」」」」、「「「「」」」、「「」」「「「」」」、「」「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」、「	「、行う」を「、同条第一項の認定をする」に改め、同条第二項中「生活改善資金の貸付け」を「都
第三十九条を第三十八条と	の他合理的な漁業生産方式の導入又は当該施設の導入」を「経営等改善措置を実施すること」に、
「「「」」「「」」」「「」」」、「「」」「「」」、「」」、「」」、「」」、「」	損壊の防止のための施設の導入を行う」を「経営等改善措置を実施する」に、「近代的な漁業技術そ
号までの規定中 者」を「とき。」に改め、同条第五号中 第四十一条第八号」を「第四十条第八号」	に、一近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の
第三十八条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第四	改善資金の貸付けについて前条第一項の認定の申請があつたとき」に「以下」を「第三項において」
第三十六条を削り、第三十七条を第三十六条とする。	耳中
第十六条第三項中「第十五条の六」を「前条」に改める。	そう見合くとり)、引きら一頁コ「各名等文等でをつませけ」と「B倉手具口手よ、各类及て密立てにその制造プ紀
第十五条の七を削る。	
「「「」に改める。	生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置を実施するのに必
1-5 - 1:2000。 十二及び第十一条第一項中一第十条の二の二第一項第一号」を「第十条の三第一項第	置
	2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
を「第十条の三第一項各号」に改め、同条第三項中「第十条の二の二第六項」を「第十条の三第六	なければならない。
第十条の十九第一項中「第十条の二の二の」を「第十条の三の」に、「第十条の二の二第一項各号」	都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受け
0	措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、
三条」に改める。	第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、経営等改善
	改める。
第六条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。	第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(貸付資格の認定)」を付し、同条を次のように
の一部改	四 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの
第四章 国土交通省関係	三 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会
て隼相する。 て隼相する。	事業を併せ行う漁業協同組合
	二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号及び第四号の
「毎日に、毎日に、毎日によいもへにしました。」「「「「「「「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	一 農林中央金庫
第十二条 都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金は、無利子とし、その償還方法その他	だし書の規定を準用する。
機関が行う貸付け)	元てるため、補助金を交付することができる。 こ
第十一条の次に次の一条を加える。	府県に対し、予算の範囲内において

官

令和3年5月26日 水曜日

報

(号外第115号)

6

7	令和3年5月26	5日 水曜日	官	報	(号外第 115	号)
第六十一条中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、同条を第六十条とする。同条を第五十八条とし、第六十条を第五十九条とする。第五十九条中「第五十六条、第五十七条第六号」を「第五十五条、第五十六条第六号」に改め、	、同条を第五十七条とする。、「「茶を第五十七条とする。」「「「「「「「「「「「」」」」」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号	↑を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。)」を削り、同条を第五十四条項」及び「、第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項(国土交通大臣⊤五条中「第二十三条第一項(国土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。)、」、「及⊤三条を削り、第五十四条を第五十三条とする。	定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。「及び次項の規定により送付を受けた書類」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項にに改め、同条第一号中「第二十六条第三項」を「第二十六条第二項」に改める。「第三十条中「一に掲げる」を「いずれかに掲げる」に改め、同条第一号中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第一号中「前条第一項」を「前	第二十九条第二項を削る。 第二十七条中第三項を削り、第四項を第三項とする。 第二十六条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。 第二十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「ただちに」を「直ちに」に改第二十五条第五互中「第二十ナ条第一項】を「前項」に、「ただちに」を「直ちに」に改第二十五条第二十五条第五互中「第二十ナ条第一互」を「第二十十条第一号」に改せる	第二十五条第五号中「第二十九条第一頁第一号」を「第二十九条第一号」と改める。 第二十五条第一項中「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して」を削り、「次第二十三条第一項中「ぞの主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して」を削り、「次第二十三条第一項中「第六十条」を「第五十九条」に改める。 第二十五条「第五十五条」を「第五十四条」に、「第五十六条―第六十一条」を「第五十五条―第六十する。	第八条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の一部を次のように改正通知しなければならない。 2 国土交通大臣は、第十一条第一項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、同項各号の
の認証業務に関する法律」と、「六」とあるのは「七」とする。機構の認証業務に関する法律」とあるのは「六「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構策力長とし」第六号を第八号とし,第五号」と「五」電子署名等に係る地方公共団体情報システム	体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第七号を改め、同号を同条第八号とし、 体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条中第六号を第七号とし、 第二号を 第二号を 第二号を 第二号を 第二号を 第二号を 第二号を 第二号を 第二号を 第二号を 第二号を 第二号を 第二号を 第二号を 第二号とし、 第二号を 第二号を 第二号とし、 第二号を 第二号とし、 第二号を 第二号とし、 第二号を 第二号とし、 第二号を 第二号とし、 第二号を 第二号とし、 第二号を 第二号とし、 二号を 第二号を 第二号とし、 二号を 第二号を 第二号とし、 二号を 第二号とし、 第二号を 第二号とし、 第二号を 第二号とし、 二号を 第二号とし、 第二号とし、 第二号とし、 第二号とし、 第二号を 第二号とし、 二とあるのは 「第二 条第二号とし、 二とあるのは 「第二 条第二号とし、 二とあるのは 「第二 二 条第七号」と たあるのは 「第二 本目の 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第二条のうち、地方公共団第二条(前条第一号に掲げる規定の施行の日がデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関める日	規定に限る。)及び第七条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定五 第一条(地方自治法別表第一宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の項の改正法律第三十七号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日三 第四条及び第五条の規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年三 第四条及び第五条の規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年三 第四条及び第五条の規定 令和四年四月一日	二 第一条(地方自治法第二百六十条の二第一項の改正規定に限る。)の規定及び附則第三条の規定 「 第一条(地方自治法第二百六十条の二第一項の改正規定に限る。)の規定及び附則第四条の規定 公布の日 がの 名号に 推 第一条 この 法律は 公布の日から 施行する。	らのいずれかに該当することとなつ に、第十六条及び前条」を「及び第 「、第十六条及び前条」を「及び第 しなければならない。	める事頃を、債立式宅地建物販売業者の主たる事務所(司頃の規定による届出を受理したときに第十一条第一項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨その他国土交通省令で定第五十四条の二 国土交通大臣は、第三条の許可をし、又は第十条第一項若しくは第二項若しくは、「都道府県知事への通知」 第五十四条の二 国土交通大臣は、第三条の許可をし、又は第十条第一項若しくは第二項若しくは(積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

			令	和	3	年	5	月	2	6	日	7	く曜	日			官				幸	B					(-	号夕	个第	§ 1	1	5	号)				8	
「なころなこ」で、 と、 おかる ごきおおし こ み こう し いう。)」を加える。	四頁第三号中「第二条第二頁の一	る法律(平成二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。	第九条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に			一項」とあるのは「前条第一項」と」を加える。	同法第四条」に、「以下同じ」を「第三項において同じ」に改め、「)の経営」と」の下に「、「同条第	営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、	に、「、同法第四条」を「、同条第二項中「沿岸漁業従事者等」とあるのは「認定中小企業者」と、「経		があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入(当該漁業技術又は当該	の」を「沿岸漁業改善資金助成法の」に、「沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要	営等改善資金のうち政令で定める種類の資金」	第十四条第一項中「行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成	下に「に限る。以下「経営等改善措置」という。)」を加える。	第四条第二項第二号ハ中「第二条第二項の」の下に「経営等改善措置(」を、「導入を含む。)」の	十八号)の一部を次のように改正する。	第八条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三	(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)	り、「の登録、同条第二項の経由、」を「又は」に改め、「又は同条第三項の経由」を削る。	別表第三の二十二の項及び別表第五第二十七号中「の登録、同法第二十三条第一項の経由」を削	別表第一の百九の項中「第十条の二の二第一項」を「第十条の三第一項」に改める。	第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。	(住民基本台帳法の一部改正)	හි තු [°]	別表第一第百五十四号①中「第十条の二の二第一項第一号」を「第十条の三第一項第一号」に改	四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。	(登録免許税法の一部改正)	第二条第十七号中「第十条の二の二第四項」を「第十条の三第四項」に改める。	第五条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。	(建築基準法の一部改正)	第四条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	(政令への委任)	のとする。	の地方自治法第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。)についても適用があるも	第二百六十条の二第二項の規定による申請をしている地縁による団体(第一条の規定による改正前る改正項役の地プ自治法第二百六十条の二第一項の規気に「第一条の規気の旅行の際玛に地プ自治法」)也方目されらこうべく、急いに見つ見され、一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定	(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)
																			国土交通大臣(赤羽)一嘉州オフルス目(明)ネス目	豊林水室大五 野上告太郎		武田	内閣総理大臣	を	第五号の改正規定中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改め、同条第六号の改正規定中「同条「阿貝勞三」ナダのゴデ゙ おフク技匠存の特定の事務の垂伯見においる耳払いは関でそえ往貨ニタ	则角三十	第十条 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正す	(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)	加える。	する法律第九条第一項」に改め、「漁業者の経営」と一の下に「、「司条第一項」とあるのは「前条第る一坩坷資源を活用した農本流募者等による業事業の倉出等及て坩坷の農本力函牧の禾月供近に関	と舌用ノニと木魚巻音等こよる所事巻り削出等女が也或りと木と宦勿り川進に関する法律第五条第匹項第三号に掲ける措置」と」を削り一同法第九	あるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地	Pな漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の	同法第四条」に、「以下同じ」を「第三項において同じ」に改め、「「ド	業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改出等及て地域の農林水函報の利用伍進に関する法律」と「沿岸漁業公事者等」とあるのに「伍進事	へ也议り 長木はどのり り目目として 言いったました。 「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した 農林漁業者等による	改善資金助成法の一に、「次条において一を「以下」に、「同経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金」を「経営	第十一条第一項中「行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成